

質問に対する回答書

(件名) 関越自動車道 三室沢橋床版取替工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
2	特記仕様書 P.29~31 25-9 交通規制工	25-9-1⑤に「単価表の項目末尾に（昼夜）と記載のある項目について、交通監視員は昼夜常駐とする」と記載されています。 25-10-1 (2) の表における、車線規制L×N（昼夜）、中央分離帯規制L×N A、B（昼夜）の交通保安要員の種別は、交通監視員Aに加えて、交通監視員A1（夜）、交通監視員A2（夜）を配置する組合せ、中央分離帯規制L×N C（昼夜）の交通保安要員の種別は、交通監視員A、交通監視員A1（夜）に加えて、交通監視員A2（夜）を配置する組合せと考えればよろしいでしょうか。 また、中央分離帯規制L×N D（昼夜）について、25-10-1 (2) の表に交通保安要員の種別及び配置の記述がございません。 それぞれの交通保安要員の種別および配置について、ご教示願います。	7月21日付質問に対する回答書において、確認中としておりましたご質問について回答いたします。 交通監視員の配置配置の組み合わせは25-10-1 (2) のとおりです。 また、中央分離帯規制L×N Dについて特記仕様書25-10-1 (2) の表に不足がありました。 上記について交付図書を訂正いたします。